

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定都市道路内に建築することができる建築物に関する基準）</p> <p>第七条 法第三十六条の三第二項の政令で定める基準は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十五条第一項各号に掲げる基準とする。</p> <p>（特定都市道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがない行為）</p> <p>第八条 法第三十六条の四の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十三条第一項の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十七条の三の規定の適用については、同条中「法第十二条の十一」とあるのは、「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の二第一項」とする。</p> <p>第九条・第十条 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十一条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第十九条第一号二において「指定都市」という。）</p>	<p>第七条・第八条 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第九条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第十五条第一号二において</p>

にあつては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画とする。

一・二（略）

第十二条・第十三条（略）

（都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等）

第十四条 法第四十六条第十項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

（市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画）

第十五条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

一（略）

二 都市計画法施行令第九条第一号イからニまでに掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内における都市計画法第

て「指定都市」という。）にあつては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画とする。

一・二（略）

第十条・第十一条（略）

（市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画）

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

一（略）

二 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第九条第一項第一号イからニまでに掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都

八条第一項第一号の用途地域、同項第二号の三の特例容積率適用地区又は同項第二号の四の高層住居誘導地区

三・四 (略)

第十六条 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第十七条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号(道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。)、第四号、第五号、第十四号、第十五号(同法第四十六條第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。)、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号(同法第九十五條の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)並びに第四条の二第一項第二号(同法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。)及び第三号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

2・3 (略)

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準)

第十八条 法第六十二條第一項第三号の政令で定める基準は、第十四條第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、

道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を

市計画区域内における都市計画法第八条第一項第一号の用途地域、同項第二号の三の特例容積率適用地区又は同項第二号の四の高層住居誘導地区

三・四 (略)

第十三条 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第十四条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項第一号、第三号(道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。)、第四号、第五号、第十四号、第十五号(同法第四十六條第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。)、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号(同法第九十五條の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)並びに第四条の二第一項第二号(同法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。)及び第三号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

2・3 (略)

除き、当該工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

二 広告塔又は看板の表示部分を車両（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

#### 第十九条（略）

（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件）

第二十条 法第七十三条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める市町村（同項の規定による指定を行う市町村長の統括する市町村をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつてはその社員のうち市町村があることとする。

#### 第二十一条（略）

#### 附則

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例）

2 平成二十四年三月三十一日までの間における第十九条の規定の適用

#### 第十五条（略）

#### 第十六条（略）

#### 附則

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例）

2 平成二十四年三月三十一日までの間における第十五条の規定の適用

については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「ニまでに」とあるのは「ハまでに」とする。

については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「ニまでに」とあるのは「ハまでに」とする。

改正案	現行
<p>（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）</p> <p>第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十一号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>七 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>八 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場</p> <p>イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最</p>	<p>（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）</p> <p>第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 土石、竹木、瓦<sup>トキ</sup>その他の工事用材料</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場</p>

低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路

ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）

九・十 （略）

（削除）

十一 （略）

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第四号に掲げる仮設建築物、同条第五号に掲げる施設、同条第六号に掲げる施設、同条第九号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第一項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の

八・九 （略）

十 法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（次号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの

十一 （略）

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第四号に掲げる仮設建築物、同条第五号に掲げる施設、同条第八号に掲げる応急仮設建築物及び同条第九号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第一項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項及び第十一条の七第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ

地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) (3) (略)

(4) 歩道（自転車歩行者道を含む。第十一条の七第一項第二号及び第十一条の九第一項第二号を除き、以下この章において同じ。内の車道（自転車道を含む。第十一条の七第一項第一号、第十一条の九第一項第一号及び第十一条の十第一項第一号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分

(5) (略)

ロ・ハ (略)

二〇五 (略)

(食事施設等の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七條第六号に掲げる施設（以下この条及び第十二条において「食事施設等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、食事施設等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 食事施設等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該食事施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができない部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和四十五年政

及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) (3) (略)

(4) 歩道（自転車歩行者道を含む。第十一条の八第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。第十一条の八第一項第一号及び第十一条の九第一項第一号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分

(5) (略)

ロ・ハ (略)

二〇五 (略)



令第三百二十号) 第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 | 第十条第一号(口及びハに係る部分に限る。)及び第二号から第五号までの規定は、食事施設等について準用する。

(応急仮設住宅の占用の場所に関する基準)

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第九号に掲げる応急仮設建築物(以下「応急仮設住宅」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

一 一三 (略)

2 (略)

(自転車駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「自転車駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 (略)

二 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十

(応急仮設住宅の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第八号に掲げる応急仮設建築物(以下「応急仮設住宅」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

一 一三 (略)

2 (略)

(自転車駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第九号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「自転車駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 (略)

二 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令(昭和四十五年政令第三

条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 (略)

(原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の十 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七  
条第十号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため  
必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自  
転車等駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定  
める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一・二 (略)

2 (略)

(構造に関する基準)

第十二条 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三十  
三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であ  
ること。

イ 倒壊、落下、剝離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由によ  
り道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるも  
のであること。

ロ (略)

ハ 特定仮設店舗等又は食事施設等(特定連結路附属地に設けるも  
のを除く。)にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道  
路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

二〜四 (略)

百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三  
項に規定する幅員であること。

2 (略)

(原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七  
条第九号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため  
必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自  
転車等駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定  
める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一・二 (略)

2 (略)

(構造に関する基準)

第十二条 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三十  
三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であ  
ること。

イ 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由に  
より道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められる  
ものであること。

ロ (略)

ハ 特定仮設店舗等にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ  
、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであるこ  
と。

二〜四 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第六号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十一号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位(欄)に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合)にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位(欄)に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合)にあつては、百円)の合計額とする。

2  
4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第十号及び第十一号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位(欄)に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合)にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位(欄)に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合)にあつては、百円)の合計額とする。

2  
4 (略)

別表（第十九条関係）

建築物	第七号に掲げる施設			(略)	占用物件		
	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの		(略)	単位	占用料
二を乗	・〇一	Aに〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	(略)		甲地	
六を乗	・〇一	Aに〇			た額	乙地	
を乗じ	・〇二	Aに〇			た額	丙地	

別表（第十九条関係）

第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	第七号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる建築物			(略)	占用物件		
	トンネルの上又は高架の道路	その他のもの			(略)	単位	占用料
二を乗	・〇一	Aに〇	Aに〇・〇〇	(略)		甲地	
六を乗	・〇一	Aに〇			た額	乙地	
を乗じ	・〇二	Aに〇			た額	丙地	

第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設
その他のもの	その他のもの	建築物	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの

占用面積  
一平方メートルにつき一年

Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	じて得	Aに〇	Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	じて得	Aに〇	Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	じて得	Aに〇	Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	じて得	Aに〇
	た額	じて得	Aに〇		た額	じて得	Aに〇		た額	じて得	Aに〇		た額	じて得	Aに〇
	額	て得た	Aに〇		額	て得た	Aに〇		額	て得た	Aに〇		額	て得た	Aに〇

Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	じて得	Aに〇	Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	じて得	Aに〇	Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	じて得	Aに〇	Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	じて得	Aに〇
	た額	じて得	Aに〇		た額	じて得	Aに〇		た額	じて得	Aに〇		た額	じて得	Aに〇
	額	て得た	Aに〇		額	て得た	Aに〇		額	て得た	Aに〇		額	て得た	Aに〇

<p>備考</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 Aは、近傍類似の土地（第七条第六号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地</p>	<p>設</p> <p>掲げる施</p> <p>第十一号に</p> <p>第七条第</p>			<p>第七条第十号に掲げる器具</p>			<p>その他のもの</p>		
	<p>トンネルの上又は</p> <p>高速自動車国道若</p> <p>しくは自動車専用</p> <p>道路（高架のもの</p> <p>に限る。）の路面</p> <p>下に設けるもの</p>			<p>上空に設けるもの</p>			<p>その他のもの</p>		
	<p>Aに〇・〇二を乗じて</p> <p>得た額</p>			<p>Aに〇・〇一</p> <p>二を乗</p> <p>じて得</p> <p>た額</p>			<p>Aに〇・〇二八を乗じ</p> <p>て得た額</p>		
<p>Aに〇・〇二八を乗じ</p> <p>て得た額</p>			<p>Aに〇・〇一</p> <p>六を乗</p> <p>じて得</p> <p>た額</p>			<p>Aに〇・〇二八を乗じ</p> <p>て得た額</p>			
<p>Aに〇・〇二八を乗じ</p> <p>て得た額</p>			<p>Aに〇・〇二</p> <p>を乗じ</p> <p>て得た</p> <p>額</p>			<p>Aに〇・〇二八を乗じ</p> <p>て得た額</p>			

<p>備考</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 Aは、近傍類似の土地（第七条第十号及び第十一号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。</p>	<p>設</p> <p>掲げる施</p> <p>第十一号に</p> <p>第七条第</p>			<p>第七条第十号に掲げる器具</p>			<p>その他のもの</p>		
	<p>トンネルの上又は</p> <p>高速自動車国道若</p> <p>しくは自動車専用</p> <p>道路（高架のもの</p> <p>に限る。）の路面</p> <p>下に設けるもの</p>			<p>上空に設けるもの</p>			<p>その他のもの</p>		
	<p>Aに〇・〇二を乗じて</p> <p>得た額</p>			<p>Aに〇・〇一</p> <p>二を乗</p> <p>じて得</p> <p>た額</p>			<p>Aに〇・〇二八を乗じ</p> <p>て得た額</p>		
<p>Aに〇・〇二八を乗じ</p> <p>て得た額</p>			<p>Aに〇・〇一</p> <p>六を乗</p> <p>じて得</p> <p>た額</p>			<p>Aに〇・〇二八を乗じ</p> <p>て得た額</p>			
<p>Aに〇・〇二八を乗じ</p> <p>て得た額</p>			<p>Aに〇・〇二</p> <p>を乗じ</p> <p>て得た</p> <p>額</p>			<p>Aに〇・〇二八を乗じ</p> <p>て得た額</p>			

八・九 (略) の時価を表すものとする。

八・九 (略)

改 正 案	現 行
<p>（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有）</p> <p>第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有で政令で定めるものは、次に掲げる物件又は施設に係る道路の占有とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第六号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの並びに同条第七号、第八号及び第十一号に掲げる施設</p>	<p>（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有）</p> <p>第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有で政令で定めるものは、次に掲げる物件又は施設に係る道路の占有とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる施設</p>



改 正 案	現 行
<p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する都市再生歩行者経路協定及び都市再生整備歩行者経路協定に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）並びに同法に規定する都市利便増進協定に関すること。</p> <p>八～十 （略）</p>	<p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する都市再生歩行者経路協定及び都市再生整備歩行者経路協定に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>八～十 （略）</p>